（建設業法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 **第四条**　この省令の施行の際現にとび・土工工事業に関し建設業法施行規則第七条の三第一号及び第二号に掲げる者は、令和三年六月三十日までの間に限り、解体工事業に関し改正後の建設業法施行規則第七条の三に規定する法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなす。	**附　則** **第四条**　この省令の施行の際現にとび・土工工事業に関し建設業法施行規則第七条の三第一号及び第二号に掲げる者は、令和三年三月三十一日までの間に限り、解体工事業に関し改正後の建設業法施行規則第七条の三に規定する法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなす。

（建設業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　建設業法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「㊀」を削る。

附　則

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省・環境省令第一号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）の施行に伴い、及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）を実施するため、浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十四日

国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令

浄化槽設備士に係る講習等に関する省令（平成十三年国土交通省・環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受講申請） **第三条**　講習を受けようとする者は、受講申請書に次に掲げる書類を添付して、これを指定講習機関に提出しなければならない。 一　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条に基づく管工事施工管理に係る技術検定（第二次検定に限る。以下「管工事施工管理技術検定」という。）の合格証明書の写し 二・三　（略）	（受講申請） **第三条**　講習を受けようとする者は、受講申請書に次に掲げる書類を添付して、これを指定講習機関に提出しなければならない。 一　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条に基づく管工事施工管理に係る技術検定（以下「管工事施工管理技術検定」という。）の合格証明書の写し 二・三　（略）

附　則

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。